兵庫県人事委員会 様

情報公開審査会 会長 真砂 泰輔

文書の非公開決定に係る異議申立てに対する決定について(答申)

平成13年10月31日付け諮問第1号で諮問のあった下記の文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

職員の給与に関する実施規程(昭和35年人事委員会告示第3号)

答 申

#### 第1 審査会の結論

「職員の給与に関する実施規程」(昭和35年人事委員会告示第3号)に係る非公開の決定は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「職員の給与に関する実施規程」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)について、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第11条第3項の規定により、非公開決定(以下「本件処分」という。)があったものとみなし、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 2 本件異議申立ての理由

本件異議申立ての理由は、次のように要約される。

- (1) 平成13年9月24日付けの本件公開請求に対して、実施機関は、条例第11条第1項に規定する期間内に公開決定等を行わなかった。そこで、異議申立人は、同条第3項の規定により、本件処分があったものとみなし、平成13年10月18日付けで本件異議申立てに及んだものである。
- (2) 実施機関は、人事委員会事務局総務課長(以下「総務課長」という。)の名による平成 13年9月28日付け事務連絡(以下「本件事務連絡」という。)により、本件公開請求の対象文書については、実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているものであることから、情報提供により対応する旨を通知するとともに、本件請求書を返戻した旨を主張するが、異議申立人は、これらのことについて不知である。仮に、これらのことが事実であったとしても、公開決定等について権限を有しない「総務課長」の名による本件事務連絡は、条例第10条第1項及び第2項に規定する公開決定等の通知に該当しないことから、実施機関が公開決定等を行わなかったことに変わりはない。また、本件請求書の返戻に及んでは、異議申立人の公開請求の揉消しを意図しているとしか考えられず、このような実施機関の不誠実な対応により、異議申立人の公文書公開請求権が著しく侵害されたものである。
- (3) そもそも、本件公開請求の対象文書は、「職員の給与に関する実施規程」の原本であって、一般の利用に供されているものではない。にもかかわらず、実施機関が、異議申立人に対して、何ら対象文書の特定に必要な情報を提供することなく、一方的に「職員の給与に関する実施規程」(昭和35年人事委員会告示第3号。以下「本件告示」という。)を対象文書として特定したものである。

### 第3 実施機関の説明要旨

本件異議申立てに係る非公開理由は、次のように要約される。

- 1 「本件告示」は、公示され、また、「本件告示」を収録した兵庫県法規集(兵庫県文書 課編集)は、県民情報センター等において一般の利用に供されている。このように「実 施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの」は、条例第1条第2 項第1号の規定により、公開請求の対象となる公文書の範囲から除外されている。そこ で実施機関は、本件事務連絡により、「本件告示」の写しの交付に要する費用を前納して もらえれば、公開請求によるまでもなく当該写しを交付する旨を通知するとともに、本 件請求書を返戻したものである。異議申立人は、この時点で「本件告示」の交付を受け るという当初の目的を達成し得たにもかかわらず、実施機関に対して費用の前納等につ いて何ら連絡をしないまま、公開決定等の期間の経過後に本件異議申立てに及んだもの であるが、このような実施機関の対応が、条例の趣旨を損なうものとは考えられない。
- 2 また、異議申立人は、本件公開請求の対象文書は、「『本件告示』の原本」であって、「本件告示」のように一般の利用に供されているものではない旨を主張する。しかしながら、本件請求書に記載されている公文書の件名は「職員の給与に関する実施規程」であり、このほかに「本件告示」の制定に係る決裁等を特定する旨の記載がないことから、実施機関は、異議申立人に確認をするまでもなく、「本件告示」を本件公開請求の対象文書として特定したものである。異議申立人は、このような主張をするのであれば、少なくとも本件事務連絡を受けた時点で、実施機関にその旨を伝えるべきである。

### 第4 審査会の判断

- 1 本件公開請求の対象文書
- (1) 異議申立人は、本件公開請求の対象文書は、「本件告示」ではなく「『本件告示』の原本」である旨を主張する。しかしながら、本件請求書の「請求する公文書の件名又はその内容」の欄には、「職員の給与に関する実施規程」と記載されており、他の記載はない。公開請求の手続が書面で行われる以上、実施機関は、請求書の記載内容から客観的に特定され得るものを対象文書として特定すれば足りると解するべきである。本件請求書には規程の名称が明確に記載されていることから、本件公開請求の対象文書として「本件告示」を特定した実施機関の判断は妥当である。
- (2) また、異議申立人は、実施機関が対象文書の特定に必要な情報を提供しなかった旨を主張する。条例第5条第2項は、「実施機関は、公開請求をしようとするものに対し、当該公開請求に係る公文書の特定に必要な情報を提供するものとする」と規定しているが、この規定は、行政の実務に精通していない県民が対象文書を特定することが困難な場合が想定されることから設けられたものである。したがって、本件のように、実施機関が情報を提供するまでもなく、対象文書を特定することができる程度の記載がなされている場合は、請求者にその内容を確認する必要はないものである。
- 2 「本件告示」の公文書該当性
- (1) 公開請求の対象となる公文書から除かれるもの

条例第1条第2項ただし書は、誰もが入手可能な文書については、公開請求をする必要がないことから、「実施機関が一般の利用に供することを目的として保有しているもの」(第1号)及び「官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」(第2号)を公開請求の対象となる公文書から除外することを定めたものである。

# (2) 「本件告示」の公文書該当性

「本件告示」に限らず、そもそも、条例、規則、訓令、告示、公告等は、兵庫県公報により公示されるものであり、また、これら(訓令、告示等については重要なものに限る。)を収録した兵庫県法規集は、県民情報センター等県の施設に配架され、一般の利用に供されている。「本件告示」は、まさしく条例第1条第2項第1号及び第2号に該当し、公開請求の対象となる公文書には該当しない。

### 3 本件処分の妥当性

以上から、本件公開請求は非公開決定を行うべきものであり、結果として、これと同じ結論である本件処分は妥当であると判断せざるを得ない。よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

# 第5 審査会の要望

実施機関の総務課長が、請求者の利便を考慮し、正規の手続によることなく速やかに「本件告示」を提供しようとしたことについては、それなりの理由がないわけではないが、請求者の意向を確認することなく請求書を返戻するといった措置は、この条例の予定するところではない。したがって、実施機関としては、公開請求が取り下げられない限り、条例で定める期間内に公開決定等を行う義務があるのであって、今後は、以上の点に留意の上、公開請求を処理されるよう審査会として要望する。

# (参考)

# 審査の経過

年 月 日	経過
13.10.31	・ 諮問書の受領
13.11.21	・ 実施機関の非公開理由説明書の受領
13.11.26 (第127回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取
13.12. 7	・ 異議申立人の意見書の受領
14. 1.15	・ 実施機関の非公開理由補足説明書の受領
14.2.1 (第129回審査会)	・審議
14.2.5	・ 異議申立人の補足意見書の受領
14.3.13 (第131回審査会)	・ 異議申立人から意見を聴取
14.3.18 (第132回審査会)	・ 答申